

平成25年5月23日

【議会改革特別委員会検討資料】

議会基本条例たたき台における保留事項等について

*清風会

*あびこ未来

*公明党

*無所属ネットワーク

*緑政

平成 25 年 5 月 21 日(火)
清風会

議会基本条例 保留事項に対する見解

【大項目】

1. 通年議会

現行制度を上手く活用することにより、首長へのチェック機能を充実・強化できると共に、災害等において緊急の対応が可能です。

また、一時不再議、経費増加、議員及び行政活動への支障等から慎重な対応が必要と考えます。

2. 議会報告会・意見交換会等

各会派・議員・政党が各々報告会や意見交換会等を実施していることから、制約の多い議会としての報告会の開催は必要に乏しいと思われます。

閉会中に常任委員会として意見交換会等を実施していることを鑑みると、改めて条例に明記しなくとも良いと考えます。

3. 文書質問

当初会派として文書質問を明記すべきと発言致しましたが、議会改革特別委員会等の意見を踏まえ、総合的に判断した結果、文書質問の実施は時期尚早との結論です。

尚、今後更に制度や課題を検討し、その上で必要であれば導入に向けて協議することは排除するものではありません。

4. 議員間の自由討議

議会は合議体であり、市議会の活性化のために「議員間の自由討議」は有効と考えます。但し、地方自治法に明記されているように、議会は事件を議決することを義務付けられていることを鑑みれば、それを第一義としなければなりません。

詳細・運用方法については、以前当委員会に提出した「議員間の自由討議に対する考え方」を基本とします。

5. 出前委員会等

扱うテーマによって運営方法が異なることと思われるため、予め議会事務局や行政側との綿密な協議が求められます。更に開催の可否等を委員会内で十分に検討し、合意を得る必要があります。

【議会基本条例住民説明会 実施方法】

1. 開催場所

議会棟委員会室にて平日実施

2. 構成メンバー

議会改革特別委員会委員

※議会事務局に司会や記録の協力を依頼

3. 進行

※議長役は委員長が行う

開会

↓

委員長挨拶（条例策定の背景や経緯含む）

↓

副委員長等から資料（条例たたき台）の説明

↓

質疑応答・意見交換

↓

閉会

4. 開催告知

広報あびこ、議会だより、市ホームページ・ツイッターを利用する。

会派「あびこ未来」 議会改革意見持ち寄り

2013-5-21 (火)

■ 議会改革特別委員会 平成25年5月23日（木） 午後1時～

■ 調査事項：議会基本条例の制定をはじめ、議会改革について 調査・検討

- 条文案タタキ台における保留事項の検討
- 市民への中間報告を行う際の実施方法の検討
- 今後のスケジュールについての検討

【宿題】5月21日(火)午後5時厳守、提出内容

1. 条文案タタキ台における「前文及び目的」について（わかりやすい表現に）

【別紙】参照

2. 条文案タタキ台における保留事項（「大項目」を中心に）について

① 通年議会について

通年議会とする。理由：議長の判断で本会議の召集ができる。機動的、弾力的な議会運営が可能となる。審議時間を十分確保することができるので、委員会の開催回数を多くするなど委員会活動の充実につながる。参考人制度の活用や公聴会制度の活用が容易になる。

これからの議員のあるべき姿として有償・専門職議員となる為には通年議会が望ましい。
メリットとデメリットを比較するとメリットの方が大きい。

② 議員間の自由討議について

市長が提案した議案等に対しても合意形成に努めるべく、内容の理解を深めるために積極的に自由討議を行うべきである。議決行為よりも決定に至る過程（プロセス）が持つ実質的な意義を重視することで議員・議会の存在意義が明確になる。

③ 議会報告会・意見交換会について

議会と市民との係わり合いが増えることで政治への関心を高め、結果的に投票率の向上につながる。議会報告会を三常任委員会による市内全近隣センターを対象に「出前委員会」方式で行う形を基本とする。報告会では個人の意見も話せるが持ち時間制を設定する。質問・要望等で重要なものは、議長から市長に文書等で報告し、その対応を求める。

④ 文書質問について

通年議会とのことで文書質問は原則なしとする。常に公に質疑を公開する。

⑤ 出前委員会・出前講座等について（議会報告会との兼ね合い）

議会報告会を三常任委員会による市内全近隣センターを対象に「出前委員会」方式で行う形を基本とする。

3. 市民への中間報告を行う際の実施方法について

インターネットによるパブコメを実施する。

市内全近隣センターを対象に「ふれあい懇談会」形式で中間報告を行う。

以上

【別紙】

我孫子市議会 議会基本条例(たたき台) あびこ未来 会派の意見

2013-5-21

前文は①～⑦で全体が構成されている。

- ① 私たちの我孫子市は歴史・文化を大切にし、手賀沼や利根川に囲まれた水と緑の豊かな環境を生かしたまちづくりを基本に歩み続け、現在の我孫子のかたちがある。
- ② 平成 12 年 4 月に地方分権一括法の施行により機関委任事務制度が廃止され、国と地方の役割分担が制度上明確化された。
- ③ 地方自治体は自らの責任において、すべての事務を決定することになり、これらの事務に対する議会の権限が強化された結果として、議会の果たす役割及び責務は益々大きいものとなった。
- ④ 我孫子市議会は議会運営の活性化と開かれた議会を目指し、数々の議会改革に取り組んできたが、我孫子を取り巻く社会環境は急速に変化し続いている。この激動の時代に対応した持続可能な自治体としていくためには、市民の信託を受けた意思決定機関である議会は絶えざる自己変革を行っていかなければならない。
- ⑤ 議会は市民が首長及び議員を直接選挙で選ぶ二元代表制の一翼として、執行機関との健全な緊張関係を保ち、市民からの信頼に応えるため、積極的に市民との情報を共有し、市民参加の条件を整え、市民との対話を続ける中で、議員間の討議を活性化することにより、市民の多様な意見を迅速に集約し意思決定を果たしていくとともに、合議機関としての機能を発揮して、政策立案や政策提言を行わなければならない。
- ⑥ 議員は、肝要と品格を備え、資質の向上を図り、全体の奉仕者としての自覚をもって政治倫理に徹し、誠実・構成に議会活動に取り組み市民の信頼を得る必要がある。
- ⑦ 我孫子市議会議員総意のもと、議会の今後のあり方を明確にし、議会機能の充実と議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高規範として、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。

あびこ未来 会派の意見

特別委員会の決定事項として、以下の三点を会派全員で確認、
○全体を分かりやすい表現 ○二元代表制を分かりやすく表現 ○情報の公開の「公開」を「共有」に置き換えること。

〈意見内容〉

① 前文の順番を ①⇒⑤⇒④⇒⑦ とし、簡潔にするために、②、③、⑥を削除してはどうか。
⑤⇒④⇒⑦ はどうか。 ⑤にわかりやすい二元代表制の仕組の記述を入れる。

② ⑤はいくつかの文章に分けるべきである。センテンスが長すぎるので。

議会は市民が首長及び議員を直接選挙で選ぶ二元代表制の一翼として、執行機関との健全な緊張関係を保ち、市民からの信頼に応えるために活動しなければならない。

そのために積極的に市民との情報を共有し、市民参加の条件を整え、市民との対話を続ける中で、市民の多様な意見を迅速に集約し意思決定を果たしていくとともに、合議機関としての機能を発揮して、政策立案や政策提言を行わなければならない。

議会は市民が首長及び議員を直接選挙で選ぶ二元代表制の一翼として、住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、市民に代わってその声を市政に反映するところであり、市の意思を決定する議事機関である。

従って、議会は、積極的に市民との情報を共有し、市民参加の条件を整え、市民との対話を続ける中で、市民の多様な意見を迅速に集約し意思決定を果たしていくとともに、合議機関としての機能を発揮して、積極的な政策立案や政策提言を行わなければならない。

③ ⑦の我孫子市議会議員総意のもと、⇒ 「我孫子市議会は」に変更すべきでは。

二元代表制とは（わかりやすい文例、栗山バージョン）

我孫子市民から選挙で選ばれた議員により構成される我孫子市議会（以下「議会」という。）は、同じく市民から選挙で選ばれた我孫子市長（以下「市長」という。）とともに、我孫子市の代表機関を構成する。この二つの代表機関は、ともに市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

簡潔バージョン 例

● 前文

我孫子市民から選挙で選ばれた議員により構成される我孫子市議会（以下「議会」という。）は、同じく市民から選挙で選ばれた我孫子市長とともに、我孫子市の代表機関を構成する。この二つの代表機関は、ともに市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

今まで議会は議会運営の活性化と開かれた議会を目指し、数々の議会改革に取り組んできたが、我孫子を取り巻く社会環境は急速に変化を続けている。この激動の時代に対応した持続可能な自治体としていくためには、市民の信託を受けた意思決定機関である議会は絶えざる自己変革を行っていかなければならない。

議会は議会の今後のあり方を明確にし、議会機能の充実と議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高規範として、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。

我孫子市議会基本条例（たたき台）での課題について

公明党我孫子市議団

1. 前文及び目的について

① 前文

・「市民参加の条件を整え」→「市民の多様な意見の掌握に努め」で良いのではない
か？

② 全体的にもう少し分かりやすく

2. 保留部分【大項目】

① 通年議会について

特段、議会基本条例に定める必要はないと思う。

② 議員間の自由討議について

議案・陳情・請願については、最終的に「討論」→「採決」という流れであるため
なじまないのではないか？

議会発の政策条例案や予算の修正案、付帯決議などの際に自由討議を行えるよう
にする。

③ ⑤議会報告会・意見交換会と出前委員会・出前講座について

議会報告会が必要と判断された場合に委員会や議会で報告会・意見交換会を開け
る仕組みにしたらどうか？その他、議会発の政策条例案などの検討の際に市民の意
見を聞く仕組みにすればよいと思う。

④ 文書質問について

特段、基本条例に定めなくてもよいと思う。

3. 議会基本条例策定の中間報告を行う際の実施方法について

① 特別委員会で中間報告会を開催

実施方法などは、会議の議論で確認したい。

無所属ネットワーク

【前文及び目的について】

前文 全体的にもう少し削り市民にわかりやすい文章に

- 「機関委任事務制度が廃止され、」を削除
- 「数々の議会改革」 → 「数々の」を削除
- 市議会の役割を端的且つ簡潔にした方が良いのでは
→ 「監視機能」

【保留事項（大項目中心）について】

①通年議会

定例会を年1回とし、会期を通年とする。

- 休会中であっても議長の権限で会議を再開できることから、災害等の突発的事件や緊急性のある課題に素早く対応できるとともに、常任委員会は、所管する部局の案件を通年で調査することができるなど、議会活動の活発化が見込まれる。
- 請願、陳情については、市民の提案・要望を迅速に対応することができ、提出者に確認の上、緊急性のある場合は、緊急議会の対象とする。
- 議会の議決に付すべき契約については、工期等に応じて緊急議会の対象とし、執行部に対しスムーズな予算執行を促すことができる。
- 通年議会では告示がなくなることから、議案等の配布や一般質問通告の締切、資料請求については、現行より余裕を持たせることができる。
- いつでも開会できる状況にしておくことで市民への貢献度が増す。

定例月議会：3月、6月、9月、12月に定例的に開く会議（これまでの各定例会）

緊急議会：定例月議会以外に緊急に必要が生じた際に開く会議（これまでの臨時会）

②議員間の自由討議

委員会活動において議案、請願・陳情、共通するテーマについて行う。

- 自由討議での発言は議員個人による発言とみなす。
(会派無所属議員が我孫子市議会が多い。会派と議員個人の意見の差を極力なくすよう、事前に会派で議論する努力が必要)
- 討議内容は議案、請願・陳情、重要テーマとし、その進行や必要性は委員長に一任し、討議する重要テーマに関しては事前に委員長が委員と協議し、通達しておく。
- 自由討議は原則公開とする。
- 採決前に討議し、その後執行部に質疑及び確認を行う仕組みが必要。
- 自由闊達な議論にするためにも執行部は退席とする。
- 委員だけで委員会を開催することも可能に。

③議会報告会・意見交換会

議会報告会は全議員の賛同が必要となるため、現時点では条例に盛り込む段階ではないが、市民の意見集約という観点で意見交換会とし、市民からの意見を聞くことを中心とした場を設け、その際に議会報告（事実のみ）をする。

- 議員の個人的見解を述べる場となってはいけない。
- 市民から個人議員への見解を求められた場合などの対応が困難
- テーマや地域の議員割りが課題となる。
- 議会改革特別委員会として議会報告会の先進市の事例を研究・調査必要有り。
- 市民への中間報告を実施してからその反応等も含め検討しては。

④文書質問

通年議会にした場合、常に開会状況であることから文書質問の必要性が本当にあるのか慎重に判断するべき。

⑤出前委員会・出前講座等

「～開催に努めるものとする。」

- 出前委員会は最重要テーマに絞り、市民の意見を聞く必要性が高いテーマに関して委員会として出前委員会を行うものとする。
- 議会報告会・意見交換会を行うとした場合は、それらは市政・市議会全体的なものとし、出前委員会は所管のもののみに絞る。
- 開催地は各地区（我孫子・天王台・湖北・新木・布佐の5箇所）が望ましいが、もしくは、市役所議会棟委員会室で午前と午後2回に分けて開催。

【市民への中間報告実施方法】

- 全員協議会にて全議員から承認を得た議会改革基本条例が出来てから開催。
- 中間報告は議会改革特別委員会の委員で行う。
- 開催地は各地区（我孫子・天王台・湖北・新木・布佐の5箇所）が望ましいが、もしくは、市役所議会棟委員会室で午前と午後2回に分けて開催。
- 進行は委員長が行う。

緑 政

1. 通年議会

臨時議会など基本的に議会はいつでも招集する事ができるので、あらためて通年議会という言葉を用いる必要はない。

現実に、常任委員会、特別委員会は定例会日程外に開催されている。又、基礎自治体行政は市民への行政対応が第一義的なものであり、議会対応への過度な負担を増加させるべきではない。

2. 議会報告会（委員会も含む）、意見交換会

各常任委員会から代表委員（2～3人）を出して、議会報告会のメンバー構成として、報告会ごとに全員が参加できる様、メンバー交替をする。尚、報告会は年に1～2回開催し、1期4年の間に1～2度は全員が参加できるようにする。

又、開催場所は市内全域の地域バランスをよく考える。場所については、逆に議員の地元ではやらないというルールを設定しても良いのではないか。

市民の意見を聞く事は大切で、市民も行政職員にぶつける意見と、議員にぶつける意見とでは視点が異なり、行政と議会とでは、聞く耳としてのフィルターが違う。

仮称出前委員会は参考に、トライアルでやってみてはどうか。

3. 文書質問

資料請求との兼ね合いが難しく、職員の負担が大きくなり、行政対応への影響が出る恐れもあるので、あらためて設定する必要はない。

4. 議員間の自由討議

自由討議とするかしないかは委員長判断を尊重し、委員の総意により決め、時間制限などについても委員長裁量とする。